

総務くらし建設委員会会議録	
開会日	令和7年9月3日(水)午前9時30分
閉会日	令和7年9月3日(水)午後1時58分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 伊藤真規子 副委員長 にしだ亮太 委員 大島令子 木村さゆり 田崎あきひさ 富田えいじ なかじま和代 山田けんたろう わたなべさつ子
欠席委員	なし
欠 員	なし
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 佐藤有美 総務部長 加藤英之 次長 嗟峨 剛 行政課長 山田美代子 くらし文化部長 磯村和慶 次長(地域共生、観光商工、生涯学習担当) 高木昭信 次長(安心安全、環境担当) 兼環境課長 近藤泰介 課長補佐 森 健一 ごみ減量推進係長 大谷 悠 生涯学習課長 児玉 剛 課長補佐 平岡優一 文化財係長 浅見 景 計 12 人
職務のため出席した者の職氏名	議長 山田かずひこ 議会事務局長 門前 健 専門員 今津正文
会議録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

市長 あいさつ

議案第 54 号 香流苑解体撤去工事変更契約の締結について

環境課長 議案第 54 号について説明

山田委員 契約金額を約 8,500 万円増額するということである。工事を行う際には、ボーリング調査や埋設物の調査を民間でも公でも行うはずだが、その調査についてはどの程度の水準を求め、どういった工程を踏んできたのか。

ごみ減量推進係長

埋設廃棄物が香流苑の地下に埋まっているということは当初はわからない状況であり、汚染した土壌の撤去のために掘削していたときに発見されたものである。埋設廃棄物があるかどうか不明な状況において調査に予算を使うことはできないので、今回、発見された段階で全域の試掘調査を行うという判断をした。

山田委員 すでに建物を解体しており、土地の約 7 割を売却するという方針がある中、埋設物があるか分からない状況で土地を売買することはなかなか考えにくい。そもそも、土地の約 7 割を売却するという方針の中で、試掘調査が入っていなかったのはなぜか。

ごみ減量推進係長

香流苑の跡地は、最終的には意見交換会で 7 割は売却、3 割は市が管理するという方針に決まったが、当初は 7 割ではなく全て売却という方針であった。地中の埋設物については、建物の解体や土地の造成工事の際に掘削をするため、その時に出てれば撤去する予定であった。

山田委員 仮に売却後に埋設物が発見された場合、責任の所在はどうか。

環境課長 責任の所在については、市と事業者との協議になる。

今回の状況としては、工事を進める中で埋設物が発見され、結果的に増額という形になってしまった。当初から調査するべきではないかという点については、反省点だと感じている。

山田委員 市の財政が 4 億円足りないと言っている中、簡単に約 8,500 万円を増額支出しようとしていることについて、どのように考えているか。また、約 8,500 万円は妥当な金額か。

ごみ減量推進係長

変更設計に当たっては、愛知県が定める公共建築工事積算単価を用い、県が定めた単価がない場合は、複数業者からとった見積もりの最低価格で積算している。工事業者と市の間に入れた施工監理業者が協議・調整

を行った結果、約 8,500 万円になった。環境課だけでなく財政課の営繕担当とも相談しながら精査している。金額は妥当だと考えている。

環境課長

予見されることを前提として調査費を投じ、調査の結果何もなかったというパターンと、今回のように作業を進める中で明らかになった事実により、追加工事のための増額が必要になったパターンについて、どちらが適切かという点については、今後進める跡地利用や緑地の整備工事における引継事項の一つとして生かしていきたい。また、約 8,500 万円の増額ではあるが、長久手市と尾張旭市との共同事業であり、応分の費用を尾張旭市も負担する形になる。長久手市は 6 割、尾張旭市は 4 割の負担割合で進めていきたいと考えている。

大島委員

当初の金額と比較して、追加費用の妥当性は誰がどのような形で判断したのか。また、尾張旭市は負担割合について納得しているのか。尾張旭市の負担分は幾らか。

ごみ減量推進係長

追加費用については、ほぼ全て掘削及び撤去を試みないとわからなかった。地中を掘らないと出てこなかった杭や、埋設されていた廃棄物、地中を掘って見つかった水などについては、事業者から「掘削して出てきたもの」として報告を受け、撤去しないことには前に進めない内容ばかりであったことから、市として妥当と判断し、撤去の判断をした。この内容については尾張旭市にも報告をしており、やむを得ない工事ということで協議して進めている。費用については、もともと尾張旭市からは令和 5 年度に、当初の概算金額約 3 億 3,000 万円を入金してもらっている。この概算金額は、設計金額に対する尾張旭市の負担割合約 41 パーセント分の金額となっており、契約金額に対する金額ではないため少し多めに負担されている状態である。その設計金額と契約金額の差が 2 億 4,000 万円ほどで、工事が全て完了した後、変更分も含めて尾張旭市に返還する形になる。返還する金額についてはこれから尾張旭市との協議となるが、現状の試算では尾張旭市の負担金額は合計 2 億 7,000 万円ほどであり、概算で入金された額からこれを差し引いた金額が返還金額となる。返還金額については、12 月定例会で補正予算の議案を提出する予定なので、その時に説明したいと考えている。

大島委員

香流苑は施設の性格上、埋設物が普通の建物の取壊しとは違うことは分かっており、設計の段階で予見されたはずだと思う。この工事の設計はどこが行ったのか。

ごみ減量推進係長

設計は施工監理の委託業者が実施しており、株式会社環境施設コンサルタントである。

大島委員

例えば工事中のミスであれば、一般的には、事業者側から費用の追加請求はできない。契約書の中に、工事の発注後、新たに重要な工事が発生した場合についての取決めはあったか。

環境課長 調べてから回答する。

ごみ減量推進係長

一つ前の質問に対する答弁を補足する。

施設の性格上予見されたヒ素やフッ素による土壌汚染については、事前に調査を行い、工事を始める前に分かっていたため、当初の設計内に汚染した土壌の撤去も含まれている。今回、変更契約が必要となったのは、埋設されていた廃棄物の撤去である。切り分けて考えてもらいたい。

大島委員 工事の進捗率は、何パーセントぐらいか。

ごみ減量推進係長

99 パーセント終わっている。残りの1パーセントについては、現場事務所の撤去後、出入口への侵入防止柵の設置及び雨水対策のための工事である。また、整地した後、敷地内は高低差が出るので、それを測量する縦横断測量が残っている。

大島委員 契約書の中に追加発注に係る定めがないと、施工業者のミスにより発生した工事なのか、本当に新たに必要となった工事なのか、判断の根拠がなく問題である。現状、99パーセントの工事が終わっている中で、約8,500万円という大きな増額が発生したのには驚きである。私は1年半にわたり説明会やワークショップに参加してきたが、市はできるだけ経費がかからないように話を進めてきた。資料の工事変更一覧表には、12点もの工事内容が上がっており、新規の工事も多い。もう少し早い段階で、市議会に金額等を示すことができたはずではないか。ワークショップでは丁寧な資料を使って、例えばフッ素が出た場所、出ていない場所など、きちんと説明されていたので余裕があるものと思っていたのに、最後になって約8,500万円という高額の変更があると、資材や人件費の高騰もあるが、精査された金額だろうかとの疑問に思う。工事変更一覧表の12点に関して、いつの段階でこのような詳細な金額が出てきたのか。

ごみ減量推進係長

発注後に発生した工事に関する取決めについては、長久手市契約約款第20条に「設計図書の変更」があり、発注者は「必要があると認めるときは、設計部署の変更内容を請負者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は必要があると認められるときは工期もしくは請負代金額を変更し、または請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。」に従っている。工事変更一覧表の12点の金額が確定した時期については、1から7までは令和6年度末に、8から12までは令和7年度の8月上旬に確定した。特に12の「埋設廃棄物撤去処理」は撤去後に搬出する総量が判明しないと金額が確定できず、全ての金額が確定しないと変更契約の議案提出ができないため、今の時期となった。

環境課長 補足だが、変更契約額を定めるに当たっては愛知県の建築工事積算単価を用い、その単価がない場合は見積もりで積算した。建築工事積算単

価は年度ごとに改定されるので、最新のものを使っている。見積もりの場合も、契約業者以外の事業者から参考資料として取ったものの中から、一番安い価格を用いて積算している。また、工事が新たに発生したり変更が必要になったりしたときは、その都度、施工監理業者に相談して妥当性を検証している。施工監理業者には一級建築士がいるので、妥当性については担保されていると判断しているが、さらに営繕担当の市職員にも相談しており、妥当な金額かどうかの検証を幾重にも行った。工事の進捗率は99パーセントで、結果として、金額をお示しする前に工事を進め、仕上げに向かっている状況になってしまっているが、決して社会的な物価の状況等を勘案してこの時期にしたわけではなく、金額が最終的に確定したことをもって速やかに、変更契約の議案として提出した形である。

大島委員 市の財政が厳しいということで事業総点検を行う中、令和6年度末の時点で工事変更一覧表の1から7の工事がすでに分かっていたわけである。約8,500万円も令和7年度に追加で支出することについて、市議会に事前説明をしてほしかったが、部長としてはどう考えるか。

くらし文化部長

これまで、産業廃棄物が発生した等の情報については、市民にはワークショップやお便りで、議会には全員打合せ会で、できる限り周知・共有してきた。ただ、金額については、廃棄物を処分した後でしか全体の額が確定できないので、不確定な情報を議会に示すわけにはいかないと考えていた。結果的に約8,500万円になったが、市としてそういった規模感を示せるとよかったことは反省点として、今後検討していきたい。

田崎委員 追加工事や工事内容の変更により、当初予算からの大幅な増額提案が出されることが多すぎるため、審査の見通しが立てられない。

地中に埋設された産業廃棄物について事前に調査をしていたら、今回の約8,500万円はかからずに済んだのか。もしくは、ある程度撤去を進めないと、出るかどうか分からないものなのか。工事を設計した株式会社環境施設コンサルタントによる指示なのか。

ごみ減量推進係長

工事前に試掘調査をして撤去する場合と、掘削中に埋設廃棄物が見つかり、その後で全体の試掘調査をして撤去する場合とでは、どちらも同じ調査と撤去を行うわけなので、金額としては同額になると考える。

田崎委員 埋設廃棄物が見つかったから解体撤去工事の変更契約を結べばよいという方針である場合、予算を組む理由についてどのように考えているのか。

ごみ減量推進係長

冒頭でも説明したが、どうしても掘削を試みないと分からない埋設廃棄物だった。試掘調査をした結果、埋設廃棄物が出なかった場合はその調査費用が無駄になってしまうため、当初予算としては設計の中には

含めず、工事を進めてきたということである。

環境課長 決して、当初予算の段階から、不測の事象が発生した場合は、金額にかかわらずその都度対処すればよいと考えているわけではない。工事の規模を勘案しながら、できるだけ安価な結果となるように、今回のような予算執行をすることもある。ただ、先ほど部長が発言したとおり、高額の追加費用について唐突感のある提示の仕方になってしまったことは反省点として、全庁的に今後生かしていきたいと思っている。

田崎委員 当初予算を組む時点で、埋設廃棄物の存在を予見していたのか。
ごみ減量推進係長

予見していなかった。

予見していない状態で、当初予算は設計金額として約7億9,500万円を計上して議会に認めていただき、その後の入札の結果5億5,000万円で契約した。この契約金額に、今回の変更契約による増額約8,500万円を足すと6億3,500万円となり、当初予算の約7億9,500万円の中に収まっているので、補正予算を組む必要はない。

田崎委員 積算額約8,500万円は、株式会社環境施設コンサルタントが算出した額である。これを受けて、現在の施工業者がそのまま工事を行う方が安く済むのか、約8,500万円の追加予算の中で再度入札した方が少しでも支出が減るのか。市長はどのような方針か。

ごみ減量推進係長

今回議案として提示している増額分約8,500万円について、まずは施工業者である株式会社前田産業名古屋支店が見積もりを出し、それを基に施工監理委託業者である株式会社環境施設コンサルタントが変更設計をしているが、当初の金額は8,500万円よりも少し高かった。先ほど説明したとおり、愛知県の建築工事積算単価を鑑み、見積もりによる精査もし、金額が本当に妥当かどうかを環境課でも精査した。また、営繕担当の市職員からの助言も受けながら適正な金額かを精査して、最終的に約8,500万円とした。

田崎委員 市長に、予算の組み方の方針について改めて聞く。資料の工事変更一覧表の8「樹木撤去量増」に、敷地南東部の樹木を全て存置から一部存置に、西部の樹木を全撤去から一部存置に変更したことで撤去数量が増加したとあり、このことによる増額が約502万円である。市長はなぜ、これを是としたのか。

ごみ減量推進係長

航空写真を基にした図面を提示した方が分かりやすいと思うので、資料の追加を許可願いたい。

委員長 許可する。

この際、暫時休憩。

<午前10時21分休憩>

<午前 10 時 30 分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

ごみ減量推進係長

追加資料として香流苑の航空写真の図面を用意した。

まず当初、香流苑の土地は尾張旭市との協議で、現状有姿のまま売却という形で進めていたが、協議を進めていく中で、香流苑の建物等を全て撤去した上で売却するという方針が変わった。当初結んだ契約は、樹木については、図面上の 1 番に当たる敷地南東部の樹木は全て存置し、他の場所の樹木は全て撤去するという内容であった。その後、地域住民との意見交換会で樹木のあり方について話し合った結果、今後も樹木をそのまま残していくと、日の当たる場所と当たらない場所ができて樹木の生育上問題があるということで、最終的には、1 番のエリアの樹木は間引きすることとし、高木と低木を 11 本残して、あとは伐採することになった。

図面上の 2 番の部分は売却するエリアになるが、最も西側にあるオレンジ色で囲んだ 2 か所については、もともとは樹木を撤去する予定だったが、今回の工事では存置し、売却後に売却先の事業者が判断することとなった。理由は、この 2 か所が土壤汚染や産業廃棄物の影響を受けない場所であるからである。産業廃棄物が埋まっているところも一部あるが、その部分については樹木の存置を優先する形で、売却する事業者の公募の段階で告知する予定である。

このように樹木の伐採量については、1 番のエリアで相当量を間引きすることと、2 番の最も西にあるオレンジ色で囲んだエリアの樹木を存置することで伐採量を相殺し、結果的に樹木の撤去量が増加したということになる。

田崎委員 やむなく埋設廃棄物を残すエリアがあることは分かるが、エリアをもう少し精査していれば、約 8,500 万円の増額は抑制できたのではないか。埋設廃棄物を残しているエリアとそうではないエリアの線引きはどういう方針で考えられたのか。

また、この約 8,500 万円の増額分は、売却時の金額に加味して利益にしていこうと考えているか。

ごみ減量推進係長

やむなく埋設廃棄物を残すことを優先したエリアについては、庁内で協議した結果である。オレンジ色で囲んだ 2 か所のエリアにはクスノキがあり、それを残して埋設廃棄物もそのまま地中に残すという判断をした。費用面では、このエリアは埋設廃棄物と樹木を撤去しないため、撤去費用が減ることになる。

環境課長 売却による約 8,500 万円の増額分の回収に関しては、今後、別の部署に引き継ぎ、購入業者の公募を開始する。令和 7 年 5 月の全員打合せ会

で説明したとおり、工期が9月末まで延びたので、売却の手続きも当然この分遅れて進む。緑地整備等は10月以降に後ろ倒しという形になる。売却にあたっては、増額した具体的な金額も含めて庁内で情報共有はしているが、あくまでも全体的な費用対効果として、今後の方針に反映されるものと考えている。

なかじま委員 ヒ素などによる土壌汚染の状態の調査は、10メートルメッシュで行っていたと思う。その説明時の資料によると、2.5メートルの深さまで土壌汚染がないかを調査しているが、その段階で埋設廃棄物の存在は分からなかったのか。また、今回は何メートルの深さまでの埋設廃棄物を撤去したのか。

ごみ減量推進係長

香流苑の解体撤去工事前に行った土壌汚染の調査については、10メートルメッシュで行った結果、ヒ素とフッ素が検出され、どれくらいの深さまで汚染しているのかをボーリング調査した。その時は埋設廃棄物はたまたま見つからず、埋設廃棄物が見つかったのは解体撤去工事が始まり、汚染土壌の撤去のために掘った時点である。掘った深さは汚染している部分までであり、2.5メートルが最も深い値で、浅いところで60センチの深さまでしか掘っていない場所もある。なるべく埋戻土の量を減らすことで金額を抑えている。

今回の埋設廃棄物の撤去時に掘った深さについては、地表から一律2メートルである。

なかじま委員 土壌汚染の調査時に10メートルグリッドで深さ2.5メートルまで掘ったときには見つからず、同じように10メートルグリッドで2メートルまで掘ったところ今回の埋設廃棄物が見つかったとは、理解がしがたい説明である。

平成28年第4回定例会で、公園西駅周辺土地区画整理事業に関して同じような事案があった。工事の施工中に地中から水が出たということで契約変更が生じ、次にまたガラが出たということで再度の契約変更が生じた事案だったと思う。そのときは、水やガラが出た段階で工事を止めていた。なぜ今回は工事を止めずに、99パーセントまで終わらせているのか。全て金額が確定してからでないとは提示できなかったというような説明だったが、なぜ今までと違うことをしているのか。

ごみ減量推進係長

土壌汚染の調査は細い筒で行うボーリング調査なので、掘る範囲が狭い。埋設廃棄物の調査を想定しているものではなく、たまたま産業廃棄物が見つければその時点で報告があるだろうが、調査時には見つからなかった。その後、汚染土壌の撤去が始まり、10メートルグリッドで広範囲に掘削をした結果、埋まっていた廃棄物が見つかったものである。埋設廃棄物が他の部分にもあるかもしれないということで、全域の試掘調査をした。この時の試掘調査は、細い筒で行うボーリング調査ではなく、

重機を使って10メートルグリッドの真ん中を2メートルの深さまで広範囲に掘る方法である。

試掘調査時には市議会に対し、「汚染土壌の撤去の際に埋設廃棄物が見つかったので、全域で調査をし、完全撤去する」という説明をした上で工事を進めてきたので、工事を止めるという判断にはならなかった。

なかじま委員 これまでの工事では、ガラが見つかった段階でいったん工事を止め、変更契約について市議会の議決を経てから再開していた。今回は、全て確定してからでないとい金額が提示できなかったという説明だが、工事を止めることはしていない。方針の転換ということなのか。

ごみ減量推進係長

平たんな場所の工事ではなく、香流苑という構造物や樹木を撤去しながらでないとい地中の全て埋設物が判明しないので、並行して進めてきた。公園西駅周辺の工事とは状況が違う。

なかじま委員 工事が99パーセントまで終わっているという状況の中、この議案が可決しない場合はどうなるのか。

環境課長

議案が可決されない場合は、当然変更契約に至らないので、99パーセントまで終わっている工事自体が契約上成り立たなくなり、施工業者が被る損害について市が責任を問われる可能性はあると思われる。

なかじま委員 既に工事が99パーセント終わった段階で議案として提出され、施行費用を払わざるを得ない状況だとい議会側への圧力のような感じがする。資料の工事変更一覧表の1から7の工事までは令和6年度中に分かっていたといことであり、このような大きな金額を、現段階になってから議会に出すやり方には理解ができない。そもそも議会の議決が必要な事項なのに、最後まで確定しないと金額が出せないことがおかしい。

工事変更一覧表の8「樹木撤去量増」についても、最初は緑を残すとい大きな看板の下に始めたはずなのに、市民ワークショップの結果、あまり大事な樹木はないとい有識者の意見もあって追加で切ることになり、約500万円もの費用がかかることである。

とても理解しがたいが、どういことなのか。

ごみ減量推進係長

工事のほとんどは、やむを得ず行わなければならなかったものであるが、工事内容については令和6年度も含め、これまで何度も全員打合せ会の場で市議会に説明してきており、杭や矢板などの産業廃棄物が地中から見つかったことについてもお話ししている。金額についてはその時点では積算前であり、数字が独り歩きしてしまうのを避けるため精査中としていた。金額を示せなかったことは申し訳ないと思うが、9月定例会で変更契約の議案を提出すること自体は、以前から議会に周知していたと認識している。

環境課長

令和6年度末に一定の工事が実際に発生していたことは承知しているが、「発生している」または「今後発生する見込み」とい情報だけ

をもって、かかる金額の規模感などを説明することは、数字だけが独り歩きしてしまう恐れもあるので市としてはしづらいところがある。しかし今回のように高額の変更を最後に提示する状況は、市民に理解を得るためにも、担当として大きな反省点であると考えている。

富田委員 市長はこの状況をどのように考えているのか。例えば香流苑の構造物の基礎の杭など、分かっている部分になぜもっと注視していなかったのか。公園西駅周辺土地区画整理事業の時と同じように、議会を通さないといけない案件であるとか、議会にきちんと説明をした方がよいなどのアドバイスをしたり、話し合いを持ったりしなかったのか。

市長 昭和50年に建てられた香流苑の土地に産業廃棄物が埋まっていることは想定していなかったが、判明した際には、議会にも丁寧に説明する必要があるということをして市職員に指示をした。令和6年6月定例会の総務くらし建設委員会で「香流苑解体撤去工事中に出土した産業廃棄物の埋設された原因と経緯について」が所管事務調査のテーマとされ、委員には説明をしているし、その後、進展については全員打合せ会などで全議員に向けて報告をするように指示を出し、そのとおりに行ってきたつもりである。

富田委員 具体的な金額の提示については、どのような話がされていたのか。
環境課長 ある程度工事が進んだ段階で発生したのに関しては、当然その都度概算額を算出して、環境課から市の上層部に説明している。ただ、あくまでその時点での概算額であり、最終的な確たる数字はなかなか示すことができなかった。

富田委員 今後、スポーツの杜などの工事も予定されているが、契約後に新たに必要な工事が発生した場合、今回のように最後に金額の提示をするのか、またはその都度市議会に説明し、公園西駅周辺土地区画整理事業のときのように工事を一時中断して議会の審査を受けるのか。ケースごとに、どのような対応とするかの判断が変わるのか。

くらし文化部長

どのように対応するかは、状況によって変わってくると思う。何らかの事象が発生したら、今回のように、その時点ごとで積極的に報告していきたい。ただ、未確定の金額を報告することについては、結果として実際にかかった金額との差額が混乱の基になるようであってはならない。地下埋設物の撤去だけではなく、空いた部分の埋め戻しや整地など、工種ごとの費用を出そうとすると、本当に終わって見ないと分からない。ただ、先ほど発言したとおりに、規模感の想定くらいはできるように報告できたらと思っているし、議会の理解を得るにはどのような方法がよいかについて、前向きに検討していきたい。

富田委員 売却する事業者の公募の段階で、残置する緑地に埋設廃棄物があることを告知するとのことだが、事業者から埋設廃棄物の事前撤去を希望された場合はどうするのか。

くらし文化部長

全体の7割に当たる売却部分について、緑地の部分に少し埋設廃棄物が残っているが、基本的には全ての埋設廃棄物を撤去している。

富田委員 再度、工事の追加が発生することもあるということか。

くらし文化部長

公募の条件等については現在精査中である。特約事項を付すとか、売り切りとして後に相談するなど様々な方法があるが、現状はまだお答えできない。

ごみ減量推進係長

工事の完了後に公募にかけることになるが、その準備は企画政策課で進めている。先ほど説明したとおり、公募の際には埋設廃棄物があることを情報として告知する。どのような契約条件とするかは精査中であるが、売り切りということになれば、購入する側が埋設廃棄物の撤去費用を引いた額で契約金額を提示することになると思う。

富田委員 今回の工事と同時に撤去しておいた方が、購入する事業者が後に撤去するより安く済む可能性もある。

購入する事業者から提示される金額について、埋設廃棄物の撤去費用として見込まれている額が適正かどうかを判断する必要があると思うが、市に対して資料の提出があると考えてよいか。

くらし文化部長

埋設廃棄物が残っているという条件等を付して最低売却額を設定するので、その金額を上回るかどうか判断材料になると思う。契約後に条件を付ける場合は協議になると思うが、売り切りの場合はその売却額で確定すると思う。具体的な方法はまだ精査中である。

富田委員 ワークショップで市民の意見を聞いているのは確かだが、追加費用が発生したことについても「市民の意見」のせいにして感じているように感じる。業務を進めているのは市であり、市民の意見を盾にして予算を増やすような説明がなされるのは、責任逃れではないか。

環境課長 樹木を残すか残さないかで発生した費用の差額については、意見交換会での地域住民からの意見を取り入れたことが顕著に出ているが、それは一つの要素であり、埋設廃棄物など工事の過程で発生した不測の状況に関しては、市が対処してきたものと認識している。結果として全てを積み上げた金額が約8,500万円という数字になっているが、決して市民を責任の主体として片付けることはない。約8,500万円の工事費には市民の税金が投入されるわけなので、市として責任を持って実直な説明をしていきたいと考えている。

山田委員 約8,500万円の増額の中で、最も多くを占める約7,100万円の地中埋設物の撤去について、内訳はどのようになっているのか。

鋼矢板は仮設で使うことが多いので、土壌の崩れを防いだり、土地を強固に保つためにそのまま埋めてしまうことがあり、今回のように出土

することはある。しかし、基礎杭に関しては設計に基づいて打つので、50年前の建物だとはいえ、もともとの設計図書なり施工管理した図面なりに記載があるはずであり、基礎杭まで不意に出てきたという説明には疑問が残る。

また、令和6年度末には様々な増額が判明していて、必要な工事の発生の都度、市長にも上申してきたとのことである。説明できることがたくさんありながら、そのまま99パーセントの施工まで進めてきたことについて、なぜそのような判断となったのか。全てが確定してから提示することになったのは、部長以下の判断か。

ごみ減量推進係長

杭については、建設当時の図面を確認して設計書に組み込んでいたが、50年前の図面のため分かりにくい部分もあり、見落としがあった。また、ガス貯留槽の部分は建設当時の図面では耐震性が弱く、後に耐震工事として杭が設置されたが、尾張旭市からまだその図面の提供を受けていないため設計書に組み込めなかった。鋼矢板については、50年前の建設工事のときに山留めのために打ったもので、本来は山留めが終わった時点で抜かなければいけないが、抜かれていなかったということが判明している。約8,500万円の増額のうち、杭と鋼矢板の撤去にかかる金額は約320万円である。

令和6年度に終わった工事についても、概算は出ていたが金額が確定したのは令和7年度である。令和6年度と令和7年度の工事と合わせて金額を確定させ、今回議案として提出している。その都度議会にかけることもあれば、まとめて行うこともあると思うが、今回の意思決定については部内で相談をした上で、今回の9月定例会で議案提出することを判断した。

山田委員

部内だけで判断したのではなくて、令和6年度中に今説明のあったような流れを市長に上申し、市長の判断により決定したのか。

市長

先ほども説明したが、令和6年6月定例会の総務くらし建設委員会で「香流苑解体撤去工事中に出土した産業廃棄物の埋設された原因と経緯について」というテーマで所管事務調査が行われており、私もそれより前の段階から、状況は把握している。

産業廃棄物と汚染土壌は、金額が幾らであろうと撤去する必要があるという方針については決めていた。令和6年度の当初予算の段階で7億9,500万円を計上し、入札額が約5億5000万円であったため、今回の追加工事に係る増額分は、その執行残額の中で対応することが可能であり、尾張旭市も含め、私自身も一緒に考えて確定させた。

先ほど係長が説明したとおり、工事の施工業者である株式会社前田産業名古屋支店が作成した見積額は、株式会社環境施設コンサルタントが作成した見積額である約8,500万円よりも高かったが、できる限り最小限の金額になるように検討してきたものであり、その過程も私はずっと

一緒に見てきた。

環境課長 今回の定例会で、最終的に一連の追加工事、新規工事、変更契約を取りまとめて議案提出するという方針については、令和6年度末に環境課から市の上層部や市長・副市長に説明した。

なかじま委員 部長は何度も概算額を出せなかったと説明しているが、令和6年6月定例会で所管事務調査をした際には、「4か所掘ってガラが出てきたため、これから他の場所を掘って確認していく」という説明はあったが、それが高額な契約変更になるというようなニュアンスはなかった。

この議案を可決すれば、議会は調査不足を認め、市長が専決と変わらないような方針決定をしたことを認めたと批判を受けると思う。また否決しても、市が施工業者に工事費を払えないのは議会が否決したからだということで、議会が責任転嫁を受けるのではないか。問題はどこにあったと考えるか。

環境課長 何度も説明しているが、金額の提示が現段階になったのは、概算額が確定額であるかのように独り歩きをしてしまうことを危惧してのことであるが、積み上がった約8,500万円という金額について、これまでの情報発信が不足していたことは受けとめ、反省すべきであると思っている。どの程度の規模になるかについて、あまり具体的すぎない数字で、かつ情報として過不足ない範囲での情報提供であれば、数字の独り歩きも避けられるだろうというような判断もあるべきだったと思う。問題点はそこにあると認識している。

大島委員 工事現場では、仮囲いにタッチパネルで子どもたちがいろいろ書けるようになっていたり、角がクリアパネルになっていて安全が確保されていたりするし、ワークショップで出た意見はよく反映していただけたが、最後になって約8,500万円もの追加費用が出てくることに納得できない。様々な配慮にも費用がかかっていると思うが、当初の契約に含まれていたのか。

ごみ減量推進係長

デジタルのサイン看板やタッチパネルのデジタルサイネージ、仮囲いの角にクリアパネルを使用することなどについては、当初の契約段階から周辺住民への配慮のために設置することとしており、今回の変更契約とは関係ない。

大島委員 ワークショップではいつも立派な資料が用意されていたが、このような費用はどこから支出されているのか。

ごみ減量推進係長

基本的には、意見交換会自体に費用はあまりかかっていない。開催場所は、地域共生ステーションなど使用料が免除される会議室等で行っている。意見交換会に樹木の有識者に来ていただいたことがあるが、この費用については企画政策課で予算計上している。

航空写真の図面上の1番に当たる敷地南東部の整備については、今後、

みどりの推進課で進めていくことになるので、この緑地整備の設計や整備の費用はみどりの推進課が計上する。また、航空写真の図面上の3番の部分については道路の拡幅工事になるので、道路を管轄している土木課で予算を計上して進めていく。

仮囲いで囲まれて中が見えない状況の中、親しまれていた桜の木を撤去することになってしまい申し訳ないが、桜があった場所は土壌汚染があったため、市の判断の余地なく土ごと撤去しなければならなかったものであり、意見交換会の中でも事前に周知をした上で撤去した。

なかじま委員 市長は先ほど、今回の追加工事に係る増額分を足しても、令和6年度当初に計上した予算の範囲内であるというような説明をされた。令和5年5月の入札状況を確認すると、現施工業者である株式会社前田産業名古屋支店より、他の2者はさらに安い金額で入札したが、それが最低制限価格未満だったため落札者とならなかった形であった。

新規の案件にもなるような内容の工事が、追加で必要な工事として、現段階まで金額が提示されることなく進められてきた。入札の公平性、競争の原理などを無視した進め方ではないかと思うが、どのように認識しているか。

総務部長 香流苑解体撤去工事の当初の契約議案については、入札結果も含めて議会に合理的に説明をし、可決された。入札は競争の原理を働かせるものだが、工事自体は一定の質を確保し、安全措置もする必要があるため、「安かろう悪かろう」にならないように最低制限価格を設けることになっている。最低制限価格より低い価格で札を入れた業者は、その金額で十分に施工できると判断したかもしれないが、安すぎるということで落札の対象から外れたということである。

今回の増額について、約8,500万円という金額は確かに大きな額である。ただ一般的には、着工後に様々な原因で変更が生じることで金額の増減はあるものであり、5億円から6億円という大きな規模の工事なのでその分変更の金額も大きくなっているが、1割強であり変更の範囲内ではないかと私は感じる。

変更の工事内容も当初の設計に盛り込むべきだったのではないかという点については、例えば、建物を解体する前に、建物の下や周りから出る産業廃棄物について事前に調査することは、物理的に不可能である。工事を進める中で、様々な変更要因が発生する。それについては必要な措置として、かかった費用を実費で見えていく必要があるということはご理解いただきたい。

質疑及び意見を終了

委員長 この際、暫時休憩。

<午前 11 時 41 分休憩>

<午前 11 時 50 分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

討論

反対討論

なかじま委員 大幅に増額するものであり、入札時の最低価格はもっと低かったことを踏まえれば、今回の議案が示す最終的な契約額は当初と大きく乖離している。私自身は、この状況を市民に説明できない。市は、工事着手後に発見された埋設物や地下水への対応が不可欠であったと説明したが、令和 6 年度末の段階で判明していた部分があったにもかかわらず、概算額を示さず、令和 7 年度にまとめて議案として提出したことは、議会への情報提供の時期として極めて不適切であったと思う。判明した時点で逐次報告することができたはずであり、議会を追認機関として扱う姿勢は到底看過できない。さらに、市は意識的に事前調査を行わなかったという話であった。結果として増額が不可避となったのであれば、それは設計段階における調査不足、リスク管理不足に起因するものであり、その責任は市にあると思う。業者に迷惑をかけることや市民に追加の負担を強いることを議会が追認することはできない。

議案が否決されれば支払いができず混乱を招くが、可決すれば調査不足や契約管理の甘さを議会が追認したと受け止められ、市民からの信頼を損なうと感じる。いずれにしてもリスクは大きく、その原因はすべて市の契約管理の甘さにあると思う。このような重大な契約変更を認めることは入札制度の信頼を失わせ、再発防止への道筋も不明確なまま、市民負担を拡大させるものであることから、本議案には反対する。

賛成討論 なし

反対討論

大島委員 設計の段階で、杭と鋼矢板の撤去の必要性について分からなかったのかという点と、ワークショップでの話し合いで樹木を残してほしいという要望があったにもかかわらず、樹木の撤去量が増加している点が気になる。土地売却の事務が残っているため、この約 8,500 万円全体に対する反対ではないが、杭の撤去にかかる約 320 万円と樹木の撤去にかかる約 500 万円に関して、もう一度市と施工業者とで協議し、内容を改めてもらった上で、再度審査したい。今日の段階では反対とする。

賛成討論 なし

反対討論

富田委員 議案第 54 号について、請求した資料により多くのことが分かったが、本来ならもう少し丁寧に説明があるべきだったのではないかと思う。加えて、まだ納得できるような回答がもらえなかったので、今回は反対とする。

賛成討論 なし

反対討論

木村委員 大島委員の討論にあったように、杭と樹木撤去の 2 点について納得がいかない。金額を改めた上で再度議案として出してもらいたい。現時点では反対とする。

賛成討論

わたなべ委員 香流苑は衛生施設であり、解体するに当たってその後の安全を保証する必要がある。委員から様々な意見が出たが、市としても細心の注意を払って、今回の提案をしたと考える。市にこれ以上の損失を招かないためにも、早期に工事を行ってほしいことから、この変更契約が締結できればよいと考え、賛成する。

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成少数により、否決

委員長 この際、暫時休憩。

<午後 0 時 0 分休憩>

<午後 1 時 15 分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

議案第 55 号 長久手古戦場記念館及び長久手古戦場野外活動施設の指定管理者の指定について

生涯学習課長 議案第 55 号について説明

なかじま委員 学芸員の配置について、大学院生を配置するとの提案があったと思うが、市としては、学芸員にどのような期待をしているか。

生涯学習課長 提案のあった学芸員については、中世史等に詳しく、大学院卒業予定の方と聞いている。また、当該事業者には他にも学芸員資格者がお

り、組織全体でサポートしていく体制と聞いている。本市として、展示品等の管理や展示の企画・運営の中心となることを期待している。また、本市としては、ここを観光資源としても考えており、両輪の運営を期待したいと考えている。

なかじま委員 学芸員は常時施設に配置され、市民からの質問や解説依頼に対応できる体制と考えてよいか。

生涯学習課長 1人以上の学芸員の配置を求めている。複数配置については、協議事項であるが、ほぼ施設に配置されていると理解してもらえればいかと思う。

大島委員 資料に関心表明書が数十枚あるが、その位置付けと、市としては、どのように評価しているのか。

生涯学習課長 関心表明書から、市内外の団体や博物館、企業等との幅広いネットワークがあると認識している。これにより、資料貸借や連携事業などの協力が得られると評価している。

大島委員 郷土史研究会が一般社団法人化されたことに対して、市としては、どのように受けとめているか。

生涯学習課長 今後も長久手市郷土史研究会とは協力体制を築き、施設運営にも参画いただき、様々なところで協力いただきたいと考えている。

大島委員 長久手市郷土史研究会から、長久手古戦場記念館が開館したときに、どのような取り組みをされるのか聞いているか。

生涯学習課長 まだ長久手市郷土史研究会と具体的な話は進めていないが、指定管理者と三者で協議していきたい。

大島委員 指定管理事業者と市民団体との関係は対等であると考えているが、市はどのような関係が望ましいと思っているか。

生涯学習課長 指定管理者と市民団体は対等な関係であることが前提と考えている。募集要項でも市民団体や地域住民との連携は評価項目としており、対等な関係での協働と考えている。

富田委員 資料にリノテラス公益施設を活用した商品展開とあるが、営利目的の利用の制限との関係はどのように考えているか。

生涯学習課長 今後、事業者や関係団体と協議し、適切な方法を検討していく。

わたなべ委員 リノテラス公営施設の指定管理者と同じ株式会社トヨタエンタプライズが記念館等の指定管理者となる。古戦場公園は広大であるが、リノテラス公益施設に加えて、しっかりと管理することはできるのか。

生涯学習課長 今回の指定管理者の募集においては、古戦場記念館と、野外活動施設で求めるそのサービスについて提供できるということで、選定委員会で選定されており、リノテラス公益施設の指定管理とは別であり、心配はしていない。

わたなべ委員 古戦場公園も以前に比べると園路や植栽が整備され、雰囲気が随分変わっている。敷地も広いので管理が複雑でになり、ボランティア等

- 地域との連携が必要となるの考えるが、市はどう考えているのか。
- 課長補佐 指定管理の範囲は、長久手古戦場記念館と長久手古戦場野外活動施設の建物部分と駐車場の一部である。古戦場公園の芝生広場を含めた国指定史跡地の部分の管理については、引き続き市の直営で管理していく。
- 大島委員 指定管理者選定評価表の結果について、個人情報への取扱いに関する評価で、他の申請者の方が高得点であった。個人情報の取扱い等は、その企業の考え方が出ると思うので、採点が低かったことに関して、市はどう考えているか。
- 生涯学習課長 両者ともに合格水準を満たしており、遜色はないと判断している。
- なかじま委員 整備後の駐車場の台数と駐車場不足が生じた場合の対応はどのようなか。
- 課長補佐 駐車場については、再整備後の古戦場公園で、東側西側含めて、最終的に19台である。当然オープン時やイベント時には、大変混み合う可能性がある。臨時駐車場やシャトルバスの運行、警備員の配置など市と指定管理者が連携して対応していく。
- なかじま委員 それらの費用は、指定管理料に含まれるのか。
- 課長補佐 通常の警備費については、指定管理料に含まれるが、シャトルバス等、臨時的なものについては、別途費用が必要になる。
- 大島委員 古戦場まつりは、今後、どのようなになるのか。
- 生涯学習課長 指定管理者決定後、関係者と協議し、開催方法等を検討する。
- 富田委員 指定管理者と観光交流協会との連携や役割分担はどのようなか。
- 生涯学習課長 指定管理者からは、観光交流協会も含めた様々な市民団体や企業と連携をしていく提案をいただいている。
- くらし文化部長 観光交流協会抜きには、様々な観光事業を進めることはできないという認識をしているので、販路やPRなど役割分担をしながら連携していく。
- なかじま委員 物販商品の選定や、納入業者の決定はどのように行うのか。
- 生涯学習課長 長久手古戦場記念館や史跡を核とした商品開発を基本に、関係部署や関係団体と協議しながら、決定していく。
- なかじま委員 不信感を生じないように透明性のある選定や長久手市に恩恵があるようなお土産を、開館までにしっかり考えてもらいたい。
- 生涯学習課長 生涯学習課としては、記念館をメインとしたお土産をまずは開発してもらいたいと考えている。長久手のお土産にもいろいろなものがあるので、さらに発展させたものなど検討していきたい。

質疑及び意見を終了

- 委員長 討論
反対討論 なし

賛成討論

富田委員

現在リニモテラスでは、指定管理者である株式会社トヨタエンタプライズがにぎわいを創出しており、多くの来場者がいる。また隣の長久手中央2号公園でも、多くの市民や団体が利用してイベントを行っている。一体的運営という部分で期待をしており、あぐりん村も指定管理による民間運営となったので、それも含めて連携をしていくと市がより良くなると考え、賛成する。

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員派遣について

委員長

令和7年10月27日、28日の2日間で所管事務調査を実施する。7月27日午後1時15分から奈良県生駒市役所において「商工観光ビジョンについて」、10月28日午前10時から兵庫県芦屋市役所において「行財政改革の推進について」を調査事項とし、全委員参加とする。本件について、以上のとおり委員派遣とすることに異議はあるか。

<異議なし>

委員長

異議なしと認める。ついては、所管事務調査のため10月27日、28日の両日、奈良県生駒市及び兵庫県芦屋市へ全委員を派遣することとし、議長へ派遣承認要求書を提出する。

委員長

委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長

閉会宣言

午後1時58分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和7年9月3日

総務くらし建設委員会委員長 伊藤真規子